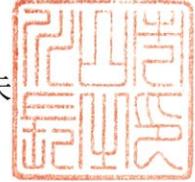


川青発第 33 号
令和8年1月14日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月30日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（青少年対策室）

青少年対策室の雑入において、現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和7年11月26日開催の「新郷南公民館通学合宿参加者負担金」より、川口市会計事務規則に則り、正しく現金出納簿を記入しました。

指摘事項

支出事務について（青少年対策室）

青少年対策室の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年11月27日に開催のいじめから子どもを守る委員会に係る委員報酬において、令和7年12月15日に支給しました。

今後も適正な事務の執行を行って参ります。

